

議第 1 号

令和 2 年度米沢市地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

米沢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施等に関する協議を行うため、次の事業を実施する。

1 米沢市地域公共交通計画策定調査業務

計画を策定するにあたり、米沢市の公共交通に係る現状と今後の課題を整理する。

(1) 公共交通の現状整理

- ① 地域特性の整理
- ② 公共交通の実態把握
- ③ 新モビリティの事例調査

(2) 公共交通に関する実態・ニーズ把握調査の実施

- ① 既存資料・データの収集・整理・分析
- ② バス利用実態調査
- ③ ヒアリング調査（主要拠点・交通事業者・府内）
- ④ アンケート調査（市民・高校生・民生委員等）
- ⑤ 施設・団体等調査

(3) 公共交通を取り巻く課題の整理

2 協議会及び分科会の開催

協議会では、計画の策定等に関し必要な協議を行う。

分科会では、ワークショップ等を開催し、利用者目線で見た公共交通の状況や問題点を明らかにする。

3 地域公共交通に係るアドバイザー派遣

東北運輸局「地域公共交通東北仕事人制度」を活用し、アドバイザーを招聘し、調査業務に係るコーディネートや政策立案に関する助言をもらう。